

浦安市保育園給食調理業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月11日

浦安市 健康こども部 保育幼稚園課

1 趣旨

本募集要項は浦安市保育園給食調理業務委託の優先契約候補者の選定を行うために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

浦安市保育園給食調理業務委託

(2) 業務内容

「浦安市保育園給食調理業務委託概要書」のとおりとする。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託上限額

全期間：256,644,000円（税込み 282,309,000円）

年度別：令和8年度 85,548,000円（税込み 94,103,000円）

令和9年度 85,548,000円（税込み 94,103,000円）

令和10年度 85,548,000円（税込み 94,103,000円）

(5) 履行場所

浦安市立入船保育園・浦安市立日の出保育園・浦安市立高洲保育園

(6) 事務局

浦安市健康こども部保育幼稚園課

TEL:047-351-1111（代表）内線16211

TEL:047-712-6442（直通）

FAX:047-351-3266

E-mail:hoyou@city.urayasu.lg.jp

3 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合は、速やかに登録申請を行うこと
- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされ

ていない者であること。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

(5)破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中または破産手続中でないこと。

(6)法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7)支払金額は第二項(4)で定めた各年度における限度額内であること。

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和7年7月11日(金)
質問の締切	令和7年7月18日(金) 午後5時
質問への回答	令和7年7月25日(金)
参加申込及び提案書の提出期限	令和7年8月20日(水) 午後5時
第一次審査結果の通知	令和7年8月27日(水) 予定
第二次審査ヒアリングの実施	令和7年9月5日(金) 予定
審査結果の公表	令和7年9月中旬予定
契約協議・契約の締結	令和7年10月上旬予定

5 応募手続

(1)浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和7年7月11日(金)から令和7年8月20日(水)午後5時までとする。

(2)質問の受付と回答

- ・質問事項は、「浦安市保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式1）に必要事項を記入し、「2. 概要、(6)」で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。
- ・質問の受付期間は、令和7年7月11日(金)から令和7年7月18日(金)午後5時までとする。
- ・質問に対する回答は、令和7年7月25日(金)から浦安市ホームページで公表する。

(3)応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は浦安市保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和7年7月28日(月)から令和7年8月20日(水)（土・日・祝日を除く）

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市健康こども部保育幼稚園課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。
なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

応募様式集のとおり。

なお、提出書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする）とし、提案書表紙（様式5）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、9部（正本1部、副本8部）提出すること。

また、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6 審査の手続き

（1）第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者以下の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了とする。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

（2）第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取消、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

（3）ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和7年9月5日（金）に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内及び質疑応答20分程度の40分程度を予定とする。なお、説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

(4) 選定結果の通知・公表

- ・第一次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ・第二次審査の結果については、第二次審査対象者にEメールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市ホームページで公表する。

7 提出書類の取扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、返却希望者を除き破棄する。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8 その他

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
 - ・複数の提案をしたもの
 - ・虚偽の記載をしたもの
 - ・談合等の不正行為があったとき
- (2) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (3) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

別表1 第一次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
応募者の実績	保育園における給食調理業務の受託実績について評価する。	10
提案依頼書の理解度(提案書)	提案書が、本市が提示した提案依頼書を理解し、提案依頼書に沿った内容となっているか評価する。	20
提案書の具体性(提案書)	提案書内容がわかりやすいか、具体性があるか、曖昧な表現が無い等について評価する。	20
合 計		50

別表2 第二次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
保育園給食に関する基本的事項	保育園給食に対する事業者の基本的な考え方について評価する。	15
	保育園における給食調理業務の受託実績について評価する。	5
危機管理体制	調理事故防止対策について評価する。	10
	調理事故発生時の対応策について評価する。	10
	食物アレルギー事故を防止するための方策について評価する。	10
安全衛生対策	安全衛生管理に対する基本的な考え方や実施体制について評価する。	10
業務実施体制	業務の実施体制や業務責任者、調理員等の配置について評価する。	15
	人員不足時の体制について評価する。	15
	研修体制及び内容について評価する。	10
業務引継	給食業務開始のための業務引継ぎについて評価する。	5
自由提案	独自の取り組みや専門的な技術に基づいた事業提案について評価する。	5
見積額	適正な価格のもと、見積額が算定されているかについて評価する。	10
合 計		120